

## 介護予防短期入所生活介護（幸寿苑）重要事項説明書

＜令和7年 9月 1日現在＞

### 1. 介護予防短期入所生活介護幸寿苑が提供するサービスについての相談窓口

電話 0246-22-8100 (午前8時30分～午後5時30分まで)

携帯電話 080-2849-2438

担当 主任生活相談員 阿部 恵

\*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

### 2. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的 介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴及び排せつ等の介護、食事等の介助、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

運営の方針 介護保険法並びに関係する厚生労働省令、その他告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。サービスを提供する際には、利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確にとらえ、個別に介護予防短期入所生活介護計画書を作成し、高度な介護技術をもって、利用者が必要とする適切なサービスを提供いたします。

### 3. 幸寿苑の概要

#### (1) 提供できるサービスの種類

施設名称	幸寿苑
所在地	福島県いわき市平上平窪字13番地の1
介護保険指定番号	短期入所生活介護 0770400414 (福島県指令高2114-437号)

#### (2) 職員体制及び職務内容

職種	員数	職務内容
管理者	1名 (常勤で兼務)	職員の管理及び業務の管理を行います
医師	1名 (非常勤)	利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います

生活相談員	1名以上 (常勤で専従)	利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います
管理栄養士	1名以上 (常勤で兼務)	利用者の食事提供について献立の作成、栄養計算等を担当します
機能訓練指導員	1名以上 (常勤で兼務)	利用者の機能訓練を担当します
事務職員	2名以上 (常勤で兼務)	必要な事務を担当します
介護職員	31名以上 (常勤で兼務)	利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。夜間帯は100名の利用者に対し、4名の職員で対応します
看護職員	4名以上 (常勤で兼務)	看護責任者を中心に、主に、利用者の健康管理や療養上の世話をしていますが、日常生活上の介護、介助等も行います。夜間帯は勤務しませんが、交代でオンコール体制を整え、緊急時に備えます

### (3)設備の内容

定員 20名

居室 4人部屋（多床室） 2室、 2人部屋（多床室） 4室

個室（従来型個室） 4室

浴室 一般浴槽と自力で入浴困難な方のための特殊浴槽があります。

医務室 1室

機能訓練室 1室

食堂 1室

### (4)居室の決定

ご利用の際の居室は、原則空いているベッドとなります。他の居室でのご利用を希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況によりご希望に添えない場合があります。）

\*居室の変更：ご契約者から居室の変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定いたします。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族と協議の上、決定す

るものとします。

#### 4. サービス内容

①食事 栄養計算された食事を嚥下、咀嚼の力に合わせて提供します。

提供時間	朝食	7：30～8：30
	昼食	12：00～13：00
	夕食	17：30～18：30

②入浴 大小2つの一般浴槽、リフト、特殊浴槽があり障害の程度によって無理なく入浴できます。入浴は、週2回です。ただし、健康状態によっては、入浴できないことがあります。

③介護 利用者の個別サービス計画に沿って、食事、入浴、排泄等、日常生活上の介護を行い、快適な利用ができるよう努めます。

④機能訓練 専任の訓練指導員（看護師）が訓練にあたります。

⑤生活相談 利用中または自宅での生活相談について担当職員が相談に応じます。

⑥健康管理 日常生活の健康観察を重視し、疾病の予防に努めます。また、主治医の指示のもと看護職員が対応します。

⑦理容サービス 毎月1回利用サービスを実施しております。（実費）

⑧レクリエーション 利用期間中様々なレクリエーションに参加できます。また、材料費がかかる物については実費を負担していただきます。

#### 5. 利用料金

##### （1）基本料金

###### ①施設利用料

\* 個室（従来型個室）利用をご希望の場合は、次の従来型個室の施設利用料となり、居室の希望がない場合は、多床室の施設利用料となります。

\* 感染症や治療上の必要など、施設側の事情により個室（従来型個室）の利用が必要な場合や、著しい精神症状等により他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれが高く、個室（従来型個室）以外での対応が困難である場合は、多床室の施設利用料となります。

1) 従来型個室：1日あたり

併設型介護予防短期入所生活介護費（I）

\*機能訓練体制加算費 12単位  
\*サービス提供体制強化加算費I 22単位を含む

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	4,850円	485円	970円	1,455円
要支援2	5,950円	595円	1,190円	1,785円

2) 多床室：1日あたり

併設型介護予防短期入所生活介護費（II）

\*機能訓練体制加算費 12単位  
\*サービス提供体制強化加算費I 22単位を含む

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	4,850円	485円	970円	1,455円
要支援2	5,950円	595円	1,190円	1,785円

②滞在費：1日あたり

\*個室（従来型個室）利用をご希望の場合は、次の従来型個室の滞在費となり、居室の希望がない場合は、多床室の滞在費となります。

\*感染症や治療上の必要など、施設側の事情により個室（従来型個室）の利用が必要な場合や著しい精神症状等により他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすそれが高く、個室（従来型個室）以外での対応が困難である場合は、多床室の滞在費となります。

\*滞在に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には認定証に記載してある負担限度額となります。ご利用の際は介護保険負担限度額認定証をお示し下さい。

1) 従来型個室

	滞在費
第4段階	1,231円
第1段階：生活保護	380円
第2段階：年金 80万円迄	480円
第3段階：年金266万円迄	880円

2) 多床室

	滞在費
第4段階	915円
第1段階：生活保護	0円
第2段階：年金 80万円迄	430円
第3段階：年金266万円迄	430円

③食費（食材料費+調理費）

1日あたり：1,445円（朝食417円・昼食530円・夕食498円）

\*食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載してある負担限度額となります。ご利用の際は、介護保険負担限度額認定証をお示し下さい。

	1日あたりの自己負担額
【利用者負担第4段階】	1,445円
【利用者負担第1段階】	300円
【利用者負担第2段階】	600円
【利用者負担第3段階①】	1000円
【利用者負担第3段階②】	1300円

④送迎費（片道）

1回あたりの利用料	介護保険適用時の 1回あたりの自己負担額
¥1840	¥184

・実施地域は、平、好間、内郷、小川の区域ですが、その他についてはご相談に応じます。その際の送迎費は別途いただきません。

#### ⑤療養食加算 1食につき 8円

心臓・腎臓疾患など定められた疾患に対し、管理栄養士又は栄養士によって、医師の発行する食事せんに基づいて献立を作成し、適切な栄養量及び内容の食事を提供します。

#### ⑥介護職員処遇改善加算 I

介護職員の質の向上のために、研修計画を策定し、研修の機会を確保することで、月の利用合計所定単位数の100分の14に相当する単位数を所定単位数に加算します。

#### ⑦償還払いについて

要介護認定を受けていない方が、緊急に介護サービスを利用した場合等は、当面、10割のサービス費をお支払いいただきます。その後、いわき市の担当する窓口に領収書を提示すると共に、いわき市への介護報酬分（介護サービス費の9割）の請求等、必要な手続きを行い、清算していただくことになります。

### (2) その他の料金

①理美容料 ￥2,500 から (翌日口座振替)

その他 上記の他レクリエーション費用、買い物サービスの費用などは自己負担となります。

### (3) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。  
＊次の場合は、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が途中退所を希望した場合
- ・利用開始日の健康チェックの結果、体調が悪い場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(4) 支払方法 ひと月の利用終了毎、翌に月お支払いいただくことになっています。

## 6. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用申し込み

お電話等でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は、2ヶ月前からできます。

\*居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

## (2) サービス利用契約の終了

### ①お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に介護予防短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

### ②自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）、または要介護状態と認定された場合

\*この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。

### ③その他

・お客様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、お客様やご家族、その他関係者の方などが、当施設のお客様又は職員に対して本契約を継続し難いほどでの背信行為（介護職員や他の利用者に対する故意による暴言・暴力行為並びにセクハラ行為等）を行った場合は、30日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解除させていただきます。

または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、10日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがあります。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

## 7. 身元引受人について

- (1) 幸寿苑では、契約締結にあたり、身元引受人の設定をお願いしています。
- (2) 身元引受人は、ご家族又は縁故者もしくは成年後見人等とします。
- (3) 身元引受人の職務は、次の通りとします。

①利用契約が終了した後、幸寿苑に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合のお受け取り及び、当該引き渡しにかかる費用のご負担。

②利用者と連帶して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

## 8. 連帯保証人について

- (1) 幸寿苑では、契約締結にあたり連帯保証人の設定をお願いしています。
- (2) 連帯保証人は、次の性質を有するものとします。
  - ①民法458条の2に定める連帯保証人
  - ②前項の連帯保証人の負担は、極度額100万円を限度とします。
- ③連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は身元引受人及び連帯保証人が死亡したときに確定するものとします。

④連帯保証人の請求があったときは、事業所は連帯保証人に対して延滞なく、利用者等の支払い状況や滞納金の額、損害補償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

## 9. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会……………朝 8:00～夜 8:00 までご自由に面会できます。  
飲食物をお持ちの場合はお申し出ください。
- ・外出、外泊…………所定の申込用紙に記入の上前日までにお申し出下さい。
- ・飲酒、喫煙…………医師より禁止の指示がない限りは自由ですが、喫煙については所定の場所でお願いいたします。
- ・設備、器具の利用……施設設備品の使用については、その都度ご相談ください。
- ・金銭、貴重品の管理…施設での金銭、貴重品の管理は、原則として行いません。
- ・所持品の持ち込み……必要物品については一覧を別途ご用意いたします。なお、事故防止のため刃物、ライター類の持ち込みは堅くご遠慮ください。
- ・宗教活動……………信仰については自由ですが、布教活動についてはご遠慮願います。
- ・録音・録画の制限……当施設では、施設内及び敷地内における録音・録画を禁止しております。録音・録画を希望される場合には、必ず事前に職員へ相談下さい。また、ご希望に応じられない場合もありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 10. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。なお、利用中に病院受診が必要になった場合の利用者搬送は、原則としてご家族でお願いいたします。

各感染症に対して、感染症拡大防止に努め、感染症マニュアルの定めに基づき必要な対応を行っていきます。

## 11. 事故発生時の対応方法

サービス提供により事故が発生した場合には、速やかにいわき市並びにご家族等に連絡を行うとともに、担当する居宅介護支援事業者に連絡する等、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故の場合はその損害を賠償することにしています。

## 12. 非常災害対策

- ・防災時の対応……非常災害対策マニュアルにのっとり速やかに対応いたします。
- ・防災設備…………スプリンクラー、自動通報装置完備。
- ・防災訓練…………年3回実施（消火及び通報訓練1回、避難訓練2回）
- ・防火責任者…………大利 雅也（防火管理者）

### 1 3. 虐待防止について

虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。また、虐待防止のための指針を整備し、職員に対して虐待防止のために研修を定期的に実施します。

### 1 4. サービス内容に関する相談・苦情

#### ①当施設ご利用者相談・苦情担当

担当　主任生活相談員　阿部　恵  
TEL 0246-22-8100

#### ②当施設苦情解決責任者

管理者　吾妻　香  
TEL 0246-22-8100

#### ③第三者委員（苦情解決委員会）

吉田　康富　　TEL 090-2029-3276  
鯫島　和弘　　TEL 0246-25-3501  
鈴木　東雄　　TEL 0246-23-1530

なお、第三者委員も相談及び苦情の受け付けを行ないます。

#### ④その他

当施設の他に、いわき市の各地区保健福祉センターの相談・苦情窓口と福島県国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口でも受け付けています。

いわき市介護保険課	0246-22-7467（直通）
各地区保健福祉センター	
平地区	0246-22-7457（直通）
内郷・好間・三和地区	0246-27-8691（直通）
小川・川前地区	0246-83-1329（内線）4001
小名浜地区	0246-54-2111（内線）5164～5167
常磐・遠野地区	0246-43-2111（内線）5574～5577
勿来・田人地区	0246-63-2111（内線）5374～5377
四倉・久之浜大久地区	0246-32-2111（内線）5950～5951
福島県国民健康保険団体連合会	024-528-0040
福島県運営適正化委員会	024-523-2943

## 15. 第三者評価の実施状況

(有)  (無)

(実施年月日)

(評価機関)

(評価結果)

## 16. 法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 柳愛会  
代表者役職・氏名 理事長 志賀 由章  
本部の所在地 福島県いわき市平上平窪字原田 13 番地の 1  
TEL0246-22-8100

定款の目的に定めた事業  
1.特別養護老人ホーム（幸寿苑）の経営  
2.老人デイサービス事業（幸寿苑）  
3.老人短期入所事業（幸寿苑）  
4.居宅介護支援事業

施設・拠点等  
短期入所生活介護 1ヶ所（20床）  
介護老人福祉施設 1ヶ所（80床）  
通所介護 1ヶ所（25人）  
認知症対応型通所介護 1ヶ所（12人）  
居宅介護支援事業所 1ヶ所

介護予防短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

説明日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

事業者名 幸寿苑

指定番号 0770400414 (福島県指令高 2114-437 号)

住 所 福島県いわき市平上平窪字原田 13 番地の 1

代表者名 理事長 志賀 由章 印

説明者 主任生活相談員

阿部 恵 印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護予防短期入所生活介護についての重要な事項の説明を受け、内容について同意しました。

同意日 令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 印

利用者は、署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認したうえ、私が利用者に代わってその署名を代行いたします。

署名代行 住 所

氏 名 印

続 柄

身元引受人 住 所

氏 名 印

続 柄